



LGWAN

Local Government Wide Area Network

総合行政ネットワーク

No.
126

特集 LGWAN接続団体等が行う手続について

今月号は、総合行政ネットワーク（以下「LGWAN」という。）についての概要を説明するとともに、LGWANに接続する地方公共団体において対応が必要となる各種手続きについて、次の申請者（人格）別にご案内します。

年度当初に当たり、LGWAN所管部署において人事異動や組織改編が行われた場合は、本稿を参考にし、速やかな対応をお願いします。なお、人事異動や組織改編が行われない場合にあっても、この機会に確認されますようよろしくお願いします。

- 1 LGWAN接続団体（都道府県、市区町村、一部事務組合及び広域連合等）
- 2 都道府県及び都道府県WAN運営主体
- 3 LGWAN運営協議会運営委員（都道府県、政令市・市区町村の代表団体）
- 4 LGWAN-ASP サービス提供者（都道府県、市区町村、一部事務組合及び広域連合、公益法人、民間事業者等）

1 LGWANとは

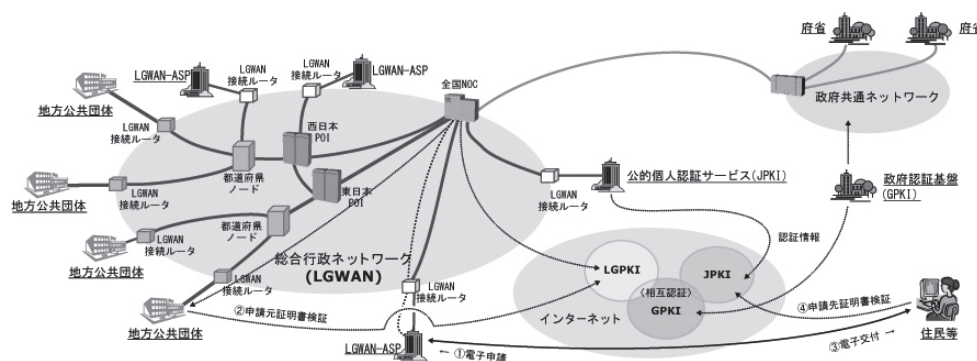
(1) LGWANとは

LGWANは、地方公共団体の組織内ネットワーク（庁内LAN）を相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とした、高度なセキュリティ

を維持した行政専用のネットワークです（図－1）。

すべての都道府県及び市区町村が接続しているほか、一部事務組合及び広域連合の接続も増加しており※1、LGWANは地方公共団体間の情報交換のための基盤として位置付けられています。また、国の府省間ネットワークである「政府共通ネットワーク」と相互に接続されており、国と地方との行政情報の連携基盤としても機能しています。

図－1 LGWANのネットワーク構成図



※1 平成21年以降、15の一部事務組合及び広域連合が新たに接続しています。

(2) LGWANのサービスについて

LGWANは、電子メール、電子掲示板、メーリングリスト等の基本的なサービスにより、地方公共団体及び国の府省等との情報交換・情報共有に利用されています。

また、LGWAN-ASP^{※2}サービスとして各種行政向けアプリケーションが提供されています。LGWAN接続団体は、LGWAN-ASPサービスを利用することにより、標準的で経済的なシステムの導入・利用が可能となります。LGWAN-ASPは、いわゆる自治体クラウドの実現の姿でもあり、地方税電子申告、コンビニ交付、電子申請・届出、電子入札・調達、住民情報システム、地理情報共有、国民保護等300を超えるアプリケーションが提供されています。

さらには、政府共通ネットワークを経由した国の府省からも50を超えるアプリケーションが「府省サービス」として提供され、各種行政事務における重要インフラとして、その重要性は、ますます高まっています。

(3) LGWANのセキュリティについて

LGWANは、専用の通信帯域、常時接続性、LGWAN以外の通信とは隔離した閉域性を確保することを条件とする専用回線網で接続されています。また、通信経路におけるデータの暗号化、ファイア

ウォールの設置、侵入検知システム（IDS）の設置といったセキュリティ確保措置を講じています。

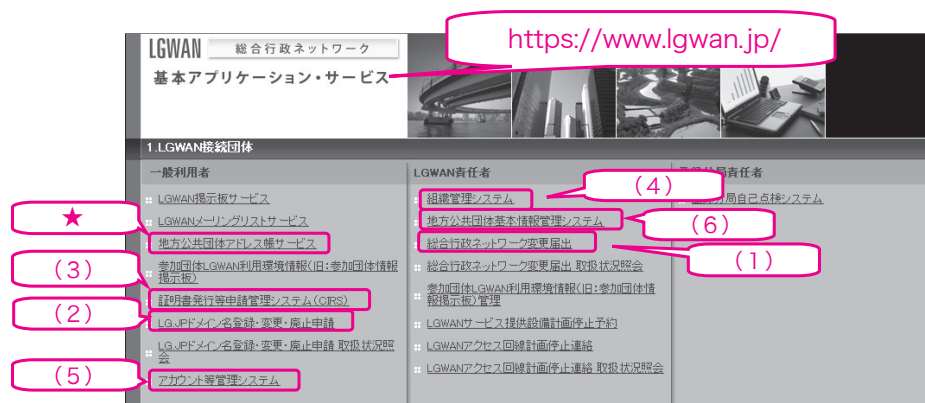
また、LGWANでは、安全に電子的な行政手続や文書交換等を行うために、公開鍵基盤（PKI）である地方公共団体組織認証基盤（以下「LGPKI」という。）を整備しています。LGPKIを利用することにより、地方公共団体は、LGWANやインターネット上で送受信される電子文書の盗聴、改ざん、なりすまし、事後否認の脅威を防止し、文書の真正性（文書の作成者が地方公共団体に相違ないこと）を担保することができます。

2 LGWAN接続団体の登録情報の変更手続

LGWAN運営主体は、24時間365日の安定かつ安全な運用に資するため、通信回線網や各LGWAN接続団体庁内LANとの接続分界点（LGWAN接続ルータ等）を遠隔から常時監視しています。

LGWAN接続団体のLGWAN接続ルータ等に障害が発生した場合等に連絡する運用担当者情報等の登録内容について、組織改編や人事異動等に伴って変更が生じた場合は、次の基本アプリケーション・サービス画面から変更手続を実施する必要があります（図－2）。

図－2 LGWAN基本アプリケーション・サービス から各申請画面へ



※2 ASP：アプリケーションサービスプロバイダのことで、各種アプリケーションサービスの提供者事業者を指します。LGWAN-ASPサービス提供者は、LGWANにおいて地方公共団体向けに各種行政システムを提供しています。

(1) 総合行政ネットワーク変更届出

主な 変更箇所	・LGMAN 責任者 ・LGMAN 運用担当者 (正) ・LGMAN 運用担当者 (副) ・LGMAN 責任者及び運用担当者 (正) (副) 不在時の緊急連絡先
現在の登録情報の 確認	https://www.lgwan.jp/ 図-2の「(1)」 ※申請画面に現在の登録情報が初期表示されます。
変更手続 (申請画面等)	同上 ※変更事項は⑦にチェックを付けて、「次へ」をクリックしてください。

【留意事項】

ア LGMAN 運営主体がLGMAN接続ルータ等の障害を発見した場合には、この届出に入力された情報に基づき、LGMAN 接続団体への連絡等を行います。また、障害発生時などの緊急時には、LGMAN 接続ルータ等の保守事業者及びLGMAN 運営主体の委託事業者に対して、連絡に必要な登録情報の一部を提供することがあります。

イ 申請に必要なID及びパスワードは、LGMAN 開通時に通知したものをご利用ください。紛失した場合はメールでご請求ください (grp201@lasdec.lgwan.jp)。

ウ 「総合行政ネットワーク基本要綱」※3に定めるところにより、都道府県が市町村等との連絡事務のために必要となる情報として、当該届出の受理後、システムを通じて都道府県担当窓口に対し、通知メールが自動送付されます。

(2) LG.JPドメイン名登録・変更・廃止申請

主な 変更箇所	・代表者 ・登録担当者 ・技術連絡担当者 [登録担当者が兼務可]
現在の登録情報の 確認	http://whois.jp.rs.jp/ ※JPRS (株式会社日本レジストリサービス) のページで、自団体が登録しているLG.JPドメイン名を「検索キーワード」に入力し、[登録担当者]、[技術連絡担当者]を確認してください。
変更手続 (申請画面等)	https://www.lgwan.jp/ 図-2の「(2)」

※3 総合行政ネットワーク基本要綱: <http://center.lgwan.jp/library/second2.html#C-1-1>

※4 LGドメイン名登録等に関する特則: 「<http://jprs.jp/doc/rule/rule-lgjp.html>」 から確認できます。

※5 登録分局要員変更申請書: 「<http://center.lgwan.jp/library/second3.html>」 から、申請書の様式をダウンロードしてください。

※6 ログイン用データ発行: 「F-2-1-4 LGPKI登録分局運営の手引」3.2.1ログイン用データ発行/更新申請手順 参照。

※7 書面による登録分局要員変更: 「F-2-1-4 LGPKI登録分局運営の手引」03.1.2.2 書面による変更 参照。

<http://center.lgwan.jp/library/second3.html#F-2-1-4>

【留意事項】

ア 申請に必要なID及びパスワードの発行は、事前にJPRSが指定したLG.JP取扱事業者である財団法人地方自治情報センター担当窓口 (domain-apply@lasdec.lgwan.jp) に依頼してください。

※当該申請画面で利用するID及びパスワードは、LGMAN 変更届出の手続時に利用するものとは異なります。

イ これまでにオンライン申請を行ったことがある場合は、すべての項目が「LG.JPドメイン名登録・変更・廃止申請」の申請画面に表示されますので、そちらで登録内容を確認できます。



市町村合併等によりLGMANとの接続を解除した団体のLG.JPドメイン名や市制施行等によりLG.JPドメイン名を変更した場合の旧ドメイン名は、「LGドメイン名登録等に関する特則」※4(JPRS制定) 第13条第2項に規定のとおり、廃止する必要があります。

ここも確認！

(3) LGPKI登録分局要員変更申請

主な 変更箇所	・登録分局責任者 ・登録分局受付担当者 ・郵便物 (ICカード等) の返信先情報
現在の登録情報の 確認	https://www.lgwan.jp/ 図-2の「(3)」 ※申請画面で現在の登録情報が初期表示されます。
変更手続 (申請画面等)	同上 ※ただし、登録分局責任者印を変更する場合は、登録分局要員変更申請書※5を郵送してください

【留意事項】

ア 証明書又はログイン用データの発行申請等の際には、当該申請の情報をLGMAN運営主体からの連絡先及び郵送のあて名等として使用します。

イ オンライン申請に当たっては、登録分局責任者用ログイン用データ※6が必要です。

ウ 手続を書面で行う※7ことも可能です。



ここも確認！

LGPKI登録分局の整備^{※8}は「総合行政ネットワーク接続約款」^{※9}第23条の5第2項及び「地方公共団体組織認証基盤の運営に関する基本綱領」^{※10}第8条第2項において、LGWAN接続団体の責務として規定されています。

平成19年度第1回LGWAN運営協議会から、LGPKI登録分局の整備をお願いしてまいりましたが、現在も未整備のLGWAN接続団体が若干数ございます。LGPKI登録分局未整備のLGWAN接続団体においては、要員の配置等を図り早急の整備が必要です。

また、ログイン用データ及び証明書の更新は有効期限満了の6か月前から可能ですので、お手持ちのログイン用データ、証明書の有効期限満了日を確認の上、計画的な更新手続^{※11}を行っていただきますようお願いいたします。

(4) 組織管理システム

主な変更箇所	・組織（部署）名
現在の登録情報の確認	https://www.lgwan.jp/ 図-2の「★」 ※地方公共団体アドレス帳サービスの組織検索で都道府県を選択して団体名をクリックすると、登録済みの組織情報が展開されます。
変更手続（申請画面等）	https://www.lgwan.jp/ 図-2の「(4)」

【留意事項】

- ア 組織機構を構成する部署の電話番号やメールアドレスを登録するためのシステムであり、登録によって他団体の組織との連携が迅速かつ円滑に実現できるようになります。
- イ ここで登録された組織情報は、LGWAN接続団体に対し「地方公共団体アドレス帳サービス」で公開されます。
- ウ LGPKIの職責証明書及び利用者証明書に組織を設定する場合には、あらかじめ当該システムを利用して組織名を登録しておく必要があります。
- 発行済みの職責証明書及び利用者証明書に設定した組織情報に変更がある場合は、その証明書の

失効処理後^{※12}、アカウント情報の削除（利用者証明書のみ）及び組織情報（証明書に組織情報設定されている場合のみ）の削除が必要となります。



ここも確認！

組織情報の登録は「総合行政ネットワーク接続約款」第23条の3において、LGWAN接続団体の責務として規定されています。

平成21年度第2回LGWAN運営協議会から、組織の登録をお願いしてまいりましたが、現在も未登録のLGWAN接続団体があります。組織情報未登録のLGWAN接続団体においては、早急に登録を行っていただきますようお願いいたします。

(5) アカウント等管理システム

主な変更箇所	・組織（部署）名 ・役職名
現在の登録情報の確認	https://www.lgwan.jp/ ※図-2の「★」 ※地方公共団体アドレス帳サービスの組織検索で都道府県を選択して団体名をクリックします。さらに赤三角をクリックし、緑マークがついているものがアカウント情報です。
変更手続（申請画面等）	https://www.lgwan.jp/ 図-2の「(5)」

【留意事項】

- ア LGWANで提供される各種アプリケーション（総合行政ネットワーク変更届出等のLGWAN基本サービス並びにLGWAN-ASPサービス）へのアクセスに必要な利用者認証情報を一元管理するためのシステムです。
- イ ここで登録されたアカウント情報は「地方公共団体アドレス帳サービス」でLGWAN接続団体に対し公開されます。
- ウ LGPKIの利用者証明書発行の際に設定する名義は、あらかじめ当該システムを利用して利用者認証情報を登録しておく必要があります。
- 発行済みの利用者証明書の名義情報に変更がある場合は、その証明書の失効処理後、アカウント

※8 登録分局整備：「F-2-1-4 LGPKI 登録分局運営の手引」2.4 登録分局の整備に必要な事項及び第3章登録分局の整備に係る手続参照。
<http://center.lgwan.jp/library/second3.html>

※9 総合行政ネットワーク接続約款：<http://center.lgwan.jp/library/second3.html#F-1-1-1>

※10 地方公共団体組織認証基盤の運営に関する基本綱領：<http://center.lgwan.jp/library/second2.html#C-6-6-1>

※11 ログイン用データ又は証明書更新手続き：「ログイン用データ、職責証明書及び利用者証明書更新申請手続の実施について（お願い）」参照。<http://center.lgwan.jp/information/second2.html>

※12 証明書失効：「F-2-1-4 LGPKI 登録分局運営の手引」第4章 証明書関連業務 参照。
<http://center.lgwan.jp/library/second3.html>

情報の削除及び組織情報（証明書に組織情報設定されている場合のみ）の削除が必要となります。

(6) 地方公共団体基本情報管理システム

主な変更箇所	・団体概要 ・首長情報 ・議会情報
現在の登録情報の確認	https://www.lgwan.jp/ 図-2の「★」 ※地方公共団体アドレス帳サービスの組織検索で都道府県を選択して団体の団体基本情報をクリックします。
変更手続（申請画面等）	https://www.lgwan.jp/ 図-2の「(6)」

【留意事項】

- ア 団体情報の共有化を目的として、団体の概要、首長情報及び議会情報を登録するシステムです。
- イ ここで登録された首長、議会等の情報は「地方公共団体アドレス帳サービス」でLGMWAN接続団体に対し公開されます。

	団体基本情報の登録は「総合行政ネットワーク接続約款」において、LGMWAN接続団体の責務として規定されています。 平成21年度第2回LGMWAN運営協議会から、団体基本情報の登録をお願いしてまいりましたが、現在も未登録のLGMWAN接続団体があります。団体基本情報未登録のLGMWAN接続団体においては、早急に登録を行っていただきますようお願いいたします。
ここも確認！	

3 都道府県及び都道府県WAN運営主体が行う手続

地方公共団体のうち都道府県は、「総合行政ネットワーク基本要綱」において、市町村を包括する広域の地方公共団体として、当該都道府県内のすべての市町村等がLGMWANに接続するために必要なファシリティの確保並びに市町村等との連絡及び調整を行うこととされています。

(1) 都道府県ノードが設置されている室等に関する連絡票

主な変更箇所	・都道府県ノードが設置されている室等に関する情報 ・都道府県ノードが設置されている室等への入館／入室手続
現在の登録情報の確認	本連絡票の提出先に問い合わせてください。

変更手続（申請画面等）	http://center.lgwan.jp/library/second3.html#F-1-2-3 「F-1-2-3 別紙1 都道府県ノードが設置されている室等に関する連絡票」 【提出先】 〒102-8419 東京都千代田区一番町25番地（財）地方自治情報センター LGMWAN全国センター ヘルプデスク（Mail: helpdesk@lasdec.lgwan.jp）
-------------	---

【留意事項】

- ア ハウジングの有無にかかわらず、都道府県ノード設備変更、障害対応等により、LGMWAN運営主体が都道府県ノードに入館・入室するために利用しますので、変更が生じた場合は手続をお願いします。

(2) 都道府県ノードに接続するその他の回線に関する情報

主な変更箇所	・回線の情報 ・通信事業者保守部門の連絡先 ・回線名義人の緊急連絡先
現在の登録情報の確認	本情報の提出先に問い合わせてください。
変更手続（申請画面等）	http://center.lgwan.jp/library/second3.html#F-1-2-3 「F-1-2-3 別紙2 都道府県ノードに接続するその他の回線に関する情報」 【提出先】 〒102-8419 東京都千代田区一番町25番地（財）地方自治情報センター LGMWAN全国センター 運営管理グループ（Mail: grp201@lasdec.lgwan.jp）

【留意事項】

- ア 「総合行政ネットワーク接続約款」第3条第1項第2号に規定する、その他の回線により接続しているLGMWAN接続団体がある場合に必要な手続です。

(3) 都道府県WAN変更申込書

主な変更箇所	・都道府県WAN責任者 ・運用責任者 ・都道府県WAN責任者及び運用責任者不在時の緊急連絡先
現在の登録情報の確認	本情報の提出先に問い合わせてください。
変更手続（申請画面等）	http://center.lgwan.jp/library/second3.html#F-1-2-1 「F-1-2-1 都道府県WAN変更申込書」 【提出先】 〒102-8419 東京都千代田区一番町25番地（財）地方自治情報センター LGMWAN全国センター ネットワーク企画グループ（Mail: info@lasdec.lgwan.jp）

【留意事項】

ア 「総合行政ネットワーク基本要綱」第3条第1項のアクセス回線として、都道府県が独自のネットワーク回線網（都道府県WAN）を整備している場合に必要な手続です。なお、「都道府県WAN責任者及び運用責任者不在時の緊急連絡先」については、回線提供事業者を連絡先とすることも可能です。

4 LGWAN 運営協議会運営委員が行う手続

地方公共団体が相互に協力し、共同で円滑な管理運営に努めることを目的に「総合行政ネットワーク運営協議会」（以下「協議会」という。）を設置しています。

協議会は、全都道府県及び市区町村を代表する運営委員（総合行政ネットワーク主管課長）をもって構成されています。また、協議会には幹事会を設置し、LGWAN運営主体との連絡調整や軽易な事項の議決を行います。

（1）LGWAN運営協議会運営委員名簿及びメンバーングリスト

主な変更箇所	・ 運営委員の所属 ・ 運営委員の氏名 ・ メールアドレス
現在の登録情報の確認	LGWAN運営協議会事務局から運営委員各位に、メールにてメンバーングリスト登録状況をお知らせします。
変更手続（申請画面等）	4月以降の状況を確認の上、上記のメールに返信により連絡してください。変更がない場合でも、その旨連絡をお願いします。

【留意事項】

ア メールアドレスはLG.JPドメイン名を使用したものを入力してください。
 イ この案内に限らず、運営委員及びメンバーングリスト登録内容に変更がある場合は、その都度、速やかにLGWAN運営協議会事務局に連絡をお願いします。

5 LGWAN-ASPサービス提供者が行う手続

（1）LGWAN-ASPホスティング、通信、ファシリティサービス変更申込書

主な変更箇所	・ サービス開始後問い合わせ先 ・ サービスリストへの掲載情報（問い合わせ先） ・ 運用責任者（※） ・ 運用担当者（※） ・ 請求書送付先（※） （※）ホスティングサービス提供者のみ
現在の登録情報の確認	本申込書の提出先に問い合わせてください。
変更手続（申請画面等）	https://www-asp.lgwan.jp/Ainf/doc.html 「総合行政ネットワークASPホスティングサービス変更申込書」 「総合行政ネットワークASP通信サービス変更申込書」 「総合行政ネットワークASPファシリティサービス変更申込書」 【提出先】 〒102-8419 東京都千代田区一番町25番地 （財）地方自治情報センター LGWAN全国センター ASP担当（Mail:lgwan-asp@lasdec.lgwan.jp）

【留意事項】

「主な変更箇所」に記載の項目のみを変更する場合は、郵送ではなく、申込書の電子データをメールで送付していただいても結構です。

LGWANサービス提供設備からLGWAN接続ルータへの移行状況（平成25年3月12日現在）

■LGWAN接続団体	604/1817団体
■LGWAN-ASP	34/196 ASP

LGWAN-ASPサービス登録／接続状況（平成25年3月12日現在）

LGWAN-ASPサービス提供者の登録／接続状況は次のとおりです。

■アプリケーション及びコンテンツ	登録：323件	■ホスティング	接続：196件
■通信	登録：172件	■ファシリティ	登録：265件

登録／接続済のLGWAN-ASPサービス提供者のリストは、下記URLに掲載しています。

<https://www.lasdec.or.jp/cms/15,0,41.html>